

# 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組

令和2年7月21日現在

対象施設：出雲市社会福祉センター

対象期間：令和2年7月27日（月）～当面の期間

## 施設としての対策

- ①出入口に手指消毒液を設置しています。
- ②職員はマスクを着用して対応しています。
- ③受付窓口等について、透明ビニールシート等で飛沫防止用衝立を設置しています。
- ④館内清掃において、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン等の消毒を行っています。

## 来館者へのお願い

- ①感染予防のため、手洗い・手指の消毒、咳エチケットにご協力ください。
- ②マスクの着用をお願いします。マスクの着用が出来ない場合は、フェイスシールド等を使用し飛沫防止に努めてください。
- ③次の方はご来館をお控えください。
  - ◇風邪症状が持続している方
  - ◇発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が37.5度以上を目安とする）、せき、のどの痛み等の症状がある方
  - ◇強い倦怠感や息苦しさがある方
  - ◇過去2週間以内に発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が37.5度以上を目安とする。）のあった方
  - ◇過去2週間以内に国内の感染拡大地域や海外への渡航歴がある方

## 施設利用者及び利用責任者への利用上のお願い

- ①施設利用にあたっては、利用人数に制限を設けております。下記の「施設の利用人数について」を参照のうえご利用ください。
- ②施設利用内容は会議及び座学での研修会とします。
- ③3つの密（密閉、密集、密接）にならないよう努めてください。人と人との間隔は最低1mできるだけ2mを確保し、感染予防措置がとれる席配置（間隔を空ける、前後左右を空ける等）となるよう努めてください。
- ④可能な限り大声での発声、歌唱、近距離での会話を行わないでください。
- ⑤利用責任者は利用者に対し、感染予防（咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指消毒、身体的距離の確保など）を周知徹底してください。
- ⑥こまめな換気に努めてください（窓を開放しての利用、または、1時間に2回以上数分間の換気）。

- ⑦施設利用後は、使用された備品（机・椅子等）の消毒を行ってください。消毒用品は 1 階事務室に準備していますので、利用開始前に利用責任者が受け取り、利用終了後消毒を行ってから 1 階事務室へ返却してください。
- ⑧利用責任者は利用者の氏名及び緊急連絡先の記録と保存に努めてください。また、保健所等への情報提供があり得ることを事前に周知してください。
- ⑨共有スペース（通路、玄関ホール等）のご利用は最小限に留めてください。
- ⑩湯茶道具の貸出しを停止しています。湯茶道具及び飲み物は各自でご準備ください。
- ⑪施設利用中、利用者に体調が悪くなった方がおられた場合は、利用責任者はその旨を 1 階事務室にお知らせください。

### 施設の利用可能日について

感染防止のため、当面の間、利用可能日を平日（ただし、年末年始を除く）の午前 9 時から午後 5 時までとします。

### 施設の利用人数について

感染防止のため、当面の間、定員の 2 分の 1 を上限とし下記の人数を目安にご利用願います。ただし、会議室 42 号室は座学形式利用での社会的距離を確保するための目安人数としています。

会議室 31 号	定員 35 人	目安 17 人
会議室 32 号	定員 15 人	目安 7 人
会議室 33 号	定員 8 人	目安 4 人
会議室 41 号	定員 15 人	目安 7 人
会議室 42 号	定員 150 人	目安 40 人

### 利用料の減免の考え方について

目安人数を定員の 2 分の 1 を上限としていることから、利用施設の利用料の 2 分の 1 を減免とします。

### 新型コロナウイルス感染防止を理由とするキャンセル対応

新型コロナウイルス感染防止を理由とする利用予約のキャンセルに対して、当分の間、利用料金を求めません。